

平成27年度第1回埼玉県環境審議会環境基本計画小委員会議事録

招集の期日	平成27年12月7日（月）	
開催の場所	埼玉教育会館202会議室（さいたま市内）	
開閉の日時	開会	12月7日 午後2時01分
	閉会	12月7日 午後4時07分
出席状況	別紙のとおり	
概 要		
<p>1 開 会</p> <p>2 委嘱状交付（特別委員）</p> <p>3 委員長の選出</p> <p>4 議 事 埼玉県環境基本計画の改定について</p> <p>（1）環境基本計画の概要と改定スケジュールについて【報告】</p> <p>（2）埼玉県における環境の現状と対策について【報告】</p> <p>（3）第4次環境基本計画策定後の変化について【報告】</p> <p>（4）第5次環境基本計画の計画期間及び施策体系について</p> <p>（5）21世紀半ばを展望した長期的な目標及び環境の保全と創造に関する施策展開の方向について</p> <p>5 閉 会</p>		

別紙

出席状況

委員数 9人

出席委員 9人

小口千明	埼玉大学准教授
小野雄策	元日本工業大学教授
小堀洋美	東京都市大学教授
関口和彦	埼玉大学大学院准教授
畠山史郎	東京農工大学大学院教授
滝澤玲子	埼玉県生活協同組合連合会常務理事
鈴木英善	公募委員
小川芳樹	東洋大学経済学部学部長
宮崎あかね	日本女子大学教授

第1回 埼玉県環境審議会環境基本計画小委員会

平成27年12月7日（月）

午後2時01分 開会

○司会（山下） お待たせいたしました。定刻を過ぎましたので始めさせていただきたいと思います。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課主幹の山下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開会の前にお手元にお配りいたしました資料の確認をさせていただきたいと存じます。

本日の資料につきましては、事前にお送りさせていただいておりますけれども、もしお持ちでない委員の方がいらっしゃいましたら、事務局のほうに申し出ていただきたいと思います。

○小川委員 入手できなかったもので、資料2が特に入っていないと思います。

○司会（山下） 失礼いたしました。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず最初に、次第でございます。続きまして、座席図になります。それから委員名簿になります。次に、審議会の規則でございます。続きまして、資料になります。資料の1-1、環境基本計画の概要と改定スケジュールについて。資料1-2、第4次埼玉県環境基本計画の概要でございます。資料2-1、埼玉県における環境の現状と対策について。次に、冊子でございます。資料2-2としまして、平成26年度環境の状況に関する年次報告書でございます。資料3、第4次環境基本計画策定後の変化について。資料4、第5次環境基本計画の計画期間及び施策体系について。資料5-1、A3になります。第1次から第5次までの環境基本計画施策体系の比較でございます。次に、資料5-2、こちらもA3になります。21世紀半ばを展望した長期的な目標及び環境の保全と創造に関する施策展開の方向についてでございます。それからこれも冊子になります。埼玉県環境基本計画、現行計画の冊子になります。続きまして、こちらは資料ではないんですけれども、今回、意見照会をさせていただきます。議事（5）についての御意見を伺うA4、1枚のペーパーになります。それから第2回の環境審議会の基本計画小委員会の日程調整表になります。

以上が資料になります。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから平成27年度第1回埼玉県環境審議会環境基本計画小委員会を開会したいと存じます。

恐れ入りますが、ここからは座らせていただいて進行させていただきます。

小委員会につきましては、8月21日に開催されました本年度第1回の環境審議会におきまして、埼玉県環境審議会規則第8条に基づきまして、環境基本計画に関し、特別に調査審議する部会として本小委員会の設置が議決されたものでございます。また、小委員会の委員は、審議会委員、学識経験を有する者として今回特別に委嘱をさせていただきました特別委員から会長の指名により選任させていただいております。本日は、環境審議会特別委員として新たに御就任をお願いしましたお二人、お一人、ちょっと今遅れておりますけれども、会議に先立ちまして委嘱状の交付をさせていただきたいと

存じます。

環境部副部長の大久保から、知事に代わりまして委嘱状を交付させていただきます。お名前をお呼びしますので、その場で委嘱状をお受け取りください。

小川芳樹様。

○小川委員 よろしくお願ひします。

○大久保環境部副部長 どうぞよろしくお願ひいたします。

〔委嘱状交付〕

○司会（山下） 本日、もう一方、宮崎あかね様にも特別委員を委嘱することとなっておりますけれども、ちょっと遅れておりますので、後ほど御紹介をさせていただきたいと思ひます。

それでは、本日は第1回目でございますので、委員の皆様にご自己紹介をお願ひしたいと存じます。

お手元の委員名簿の順でお願ひをしたいと思います。

委員名簿、最初は小口委員からお願ひいたします。

○小口委員 皆様、こんにちは。埼玉大学大学院理工学研究科の小口と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小野委員 3月まで日本工業大学のものづくり環境学科で、環境化学と廃棄物学を教えておりました。小野です。よろしくお願ひいたします

○小堀委員 東京都市大学で特別教授をしております。専門は生態学や保全生物学というもので、環境問題から課題を見つけて、いろいろなシーンにおいて多様なセクターを支援し、問題解決をして、それを評価をするというようなことをしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○関口委員 埼玉大学大学院理工学研究科の関口と申します。専門は環境化学で、エアロゾルに基づく大気汚染や大気を基本とした反応、それから、室内環境や室内汚染の浄化プロセスへ大気反応を利便して持ち込むような、そういう研究をしております。よろしくお願ひします。

○畠山委員 東京農工大学の大学院農学研究科の畠山と申します。専門は大気化学、PM2.5などを含むエアロゾルの化学ということを中心に研究を行っております。よろしくお願ひいたします。

○滝澤委員 お世話になります。埼玉県生活協同組合連合会の滝澤玲子と申します。名簿のほうが会長理事となっておりますが、役職、常務理事をさせていただいております。訂正いただければと思ひます。何分わからないことがありますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

○鈴木委員 公募委員の鈴木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小川委員 東洋大学の経済学部長をしております小川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。大学の方で専門は環境経済学ということで教えていますけれども、東洋大学に移る前は、四半世紀、日本エネルギー経済研究所というところで勤めておりましたので、エネルギー環境の専門家ということで、どうぞよろしくお願ひいたします。

○宮崎委員 日本女子大学理学部の宮崎と申します。きょうは、最初から遅刻してしまつて申しわけございませんでした。専門は、土壌中の重金属元素の動きに注目して、粘土鉱物などに対する吸着反応の研究を行っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会（山下） ありがとうございます。

宮崎あかね様が、今お見えになりましたので、引き続き委嘱状のほうの交付をさせていただきたいと存じます。

○大久保環境部副部長 よろしくお願ひします。

○宮崎委員 よろしくお願ひいたします。

〔委嘱状交付〕

○司会（山下） 続きまして、出席しております県の幹部職員を紹介させていただきます。

環境部副部長の大久保でございます。

○大久保環境部副部長 大久保です。よろしくお願ひします。

○司会（山下） 環境政策課長の山野でございます。

○山野環境政策課長 よろしくお願ひいたします。

○司会（山下） 温暖化対策課長の安藤でございます。

○安藤温暖化対策課長 よろしくお願ひします。

○司会（山下） エコタウン課長の松山でございます。

○松山エコタウン課長 よろしくお願ひいたします。

○司会（山下） 大気環境課長の水井でございます。

○水井大気環境課長 よろしくお願ひいたします。

○司会（山下） 水環境課長の葛西でございます。

○葛西水環境課長 よろしくお願ひいたします。

○司会（山下） 産業廃棄物指導課長の田中でございます。

○田中産業廃棄物指導課長 田中です。よろしくお願ひいたします。

○司会（山下） 資源循環推進課長の豊田でございます。

○豊田資源循環推進課長 よろしくお願ひいたします。

それでは、開会に当たりまして、環境部副部長の大久保から御挨拶を申し上げます。

○大久保環境部副部長 環境部の大久保でございます。

日頃、皆様方には、本県の環境行政に御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。また今回、環境審議会環境基本計画小委員会の委員ということで、本当にお忙しい中、委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。本日、第1回目ということで、12月の本当にお忙しい中、御出席をいただきまして心から感謝申し上げます。

この埼玉県環境基本計画でございますが、本県の基本的には環境行政のベースになる計画でございます。おおむね5年をめどに見直す形にしておりまして、現行の計画が平成24年度に策定いたしましたので、来年度で5年目を迎えることとなります。本小委員会におきましては、この基本計画の策定に当たりまして、環境審議会の本会の中に部会として設けさせていただいたものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

現在の環境基本計画の策定以降、本県の環境行政を取り巻く状況というのは変化してきております。社会経済的に見ましても、経済状況を見ますと、本県経済、成長はしておりますが、度合いが若干低い状況でございますし、社会的に見ましても少子・高齢化の大きな波がありますが、本年度をピーク

に人口は減少するような、そんな予測がございます。また環境分野を見ますと、御案内のとおりエネルギー基本計画の見直しが昨年度なされ、また水素エネルギーの声もいろいろと聞いてきております。それから、大きなところでは何と言いましても、今、フランスのパリでCOP21が開催されておりました、県民、国民の環境に対する関心もかなり高い状況でございます。

こういう中、新たな環境基本計画の策定を行うということでございまして、各界の第一線で活躍されていらっしゃる皆様のお力を、是非お借りしたいということでお願いするものでございます。どうか委員の皆様方におかれましては、格別の御指導を賜りますよう重ねてお願い申し上げまして、簡単でございますが、最初、冒頭に当たりました私の御挨拶とさせていただきます。

どうそ本日はよろしく願いいたします。

○司会（山下） 大久保でございますけれども、急遽、業務の都合がございまして、恐れ入りますけれども、議事の途中にて、本日は中座させていただきます。

本日の会議は、委員数9人のうち9人全員が出席されております。埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定によりまして、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

続きまして、本日は第1回目でございますので、小委員会の委員長の選出につきまして御協議いただきたいと存じます。

委員長の選出につきましては、規則第8条第3項によりまして、委員の互選により行うこととされております。いかが取り扱いますでしょうか。

小野委員さん。

○小野委員 環境審議会の副会長をされている畠山先生を委員長に推薦いたします。よろしく願いいたします。

○司会（山下） ただいま小野委員から、畠山委員を委員長にとの御推薦をいただきました。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○司会（山下） よろしいでしょうか、ありがとうございます。

それでは、畠山委員さんに委員長をお願いしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

畠山委員さんにおかれましては、委員長席のほうに、恐縮ですがお移りくださるようお願いいたします。

それでは、審議会の議長は、規則第8条第5項により、委員長が務めることとなっておりますので、ここから先は畠山委員長をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○畠山委員長 御指名いただきました畠山でございます。

審議会のほうでは副会長を務めさせていただいておりますが、こういう席での委員長、座長という経験は余りないものですから、大変不慣れだと思いますけれども、円滑な議事の進行に、皆様の御協力をお願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、これより私のほうで進めさせていただきます、小委員会を進めたいと存じます。

まず、この小委員会の公開についてでございますが、規則第9条によりまして、原則としてこの会

議は公開するということになっております。これまで環境審議会では、公開で開催しているところでもございまして、この小委員会も同様に公開にさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○畠山委員長 それでは、会議の公開を認めます。

本日、傍聴者はいらっしゃいますか。

○事務局 本日はいません。

○畠山委員長 それでは、傍聴者なしということで、今後、議事を進めさせていただきます。

次に、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によります本日の議事録署名委員をお二人指名させていただきますと存じます。本日は、小堀委員、関口委員に議事録の署名をお願いいたしたいと存じますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○畠山委員長 それでは、お二人、よろしくをお願いいたします。

それでは、皆様のお手元にございます議事次第に従いまして進行させていただきます。

本日の議題は、埼玉県環境基本計画の改定についてでございます。

まず最初に、1番でございますが、環境基本計画の概要と改定スケジュールについて、県のほうから御説明をお願いいたします。

○森田環境政策課副課長 環境政策課の課長の森田でございます。よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

恐れ入ります資料1-1、A4、1枚のものと、本日、机の上に置いてございます埼玉県環境基本計画冊子の78ページを御覧いただきたいと思っております。

本県の環境基本計画は、埼玉県環境基本条例の基本理念でございます「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築」を図るため、条例の第10条に基づきまして、環境施策を総合的かつ計画的に推進するものとして、平成8年3月に初めて策定したものでございます。その後、平成13年3月、平成19年3月、平成24年7月に見直しを行い、現在は平成24年度から平成33年度を計画期間とする第4次計画となっております。

第4次埼玉県環境基本計画の構成は、1つ目の丸にございます、21世紀半ばを展望した4つの長期的な目標、2つ目の丸のところがございます、環境の保全と創造に関する18の施策展開の方向、3つ目の丸のところがございます、計画の進捗状況に関する37の施策指標からなっております。

恐れ入ります、資料の1-2、別になっております、A4横になっております資料を御覧ください。

左側に、第1、総論というところがございますが、その欄につきましては、先ほど資料1-1で御説明したとおりでございます。

その下段にございます、第2、長期的な目標でございますけれども、環境負荷の少ない安心・安全な循環型社会づくり、再生したみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり、生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくり、環境の創造・保全に向けて各主体が取り組む地域社会づくりの4つを掲げております。

資料、中ほど上段のほうでございますが、第3といたしまして、環境保全の創造に関する施策展開の方向としまして、その下にございます①大気環境の保全から⑩環境科学・技術の振興と国際協力の推進などを、施策指標としましては、1枚めくっていただきまして、小さな文字、ちょっと中ほど、①の大気環境の保全のところの、その右のほうにありますけれども、小さな文字で記載してございます、光化学スモッグなどの原因となる揮発性有機化合物の排出量など37を設定し、現在、進行管理をしております。

恐れ入ります、資料1-1にお戻りください。

2の改定の趣旨でございます。

第4次環境基本計画は、社会経済や環境の状況の変化に対応するため、おおむね5年を目途に見直しすると現計画で定めてございます。

そこで、今年度から現計画の5年目に当たる28年度、来年度までの2か年をかけて、先ほど申し上げました環境基本条例の基本理念のほか、現計画の施策の成果、課題、県の総合計画でございます次期5か年計画などと整合を図りつつ改定してまいりたいと考えております。

3の改定スケジュールでございます。

本年8月に開催いたしました第1回環境審議会におきまして、環境基本計画小委員会の設置を承認いただいております。その時併せてスケジュールにつきましてもお示しをさせていただいております。

本小委員会は、来年の7月までに5回開催をする予定でございます。本日の第1回につきましては、本県における環境の現状と対策、改定の基本方向について議題としております。2回目以降につきましては、ここにお示しした内容を予定してございます。

5回の審査内容を踏まえまして、新環境基本計画素案をまとめます。その後、9月開催予定の環境審議会に、その素案を中間報告、10月に県民コメントを実施、11月の環境審議会に新しい基本計画案を諮問、翌年29年1月の環境審議会において答申をいただく予定になっております。その後、環境基本計画は、県議会での議決事項となっておりますので、県議会2月定例会に提案し、議決をいただいた後に、3月に正式に策定する予定でございます。

議題1の環境基本計画の概要と改定スケジュールにつきましての報告事項につきましては以上でございます。

○畠山委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの環境基本計画の概要と改定スケジュールについての御説明につきまして、何か御質問がございましたら、委員の先生方からお伺いいたします。いかがでしょうか。

はい、どうぞ、小川委員。

○小川委員 それでお聞きをしたいと思いますのは、この現在の計画の期間というのは、平成24年度から33年度の10年間ということになっていて、それでおおむね5年をめぐりに見直すということで記載されていますけれども、今回、28年度を目指して、それで見直しを行っていくというのは、それは28年度以降37年度までの10年間を対象にしたことを考えているのか、それとも24年度から33年度の半ばを来たところで見直して、33年度までということでの話を考えているのか、そこはどちらなのかというのを確認をさせていただければと思います。

○畠山委員長 その点、いかがでしょうか。

○森田環境政策課副課長 後ほど資料の4のほうで御説明をする予定になっておりますが、基本的には29年から5年間、33年までの計画としたいというふうに考えてございます。これは後ほど、またその考え方につきましては説明させていただきたいと思っております。

○小川委員 わかりました。

○畠山委員長 よろしいでしょうか、ほかにございますか。

はい、どうぞ、小野委員。

○小野委員 後ほどの話と思うんですけども、資料1-2の第1、総論、第2、長期目標は、ほとんど変えずに見直すということによろしいでしょうか。根本的にはこれを変えないで、中味、右側のほうの第3のほうの見直しを行うということになるのでしょうか。

○森田環境政策課副課長 それも、資料の5-1で、これまでの柱立てといいますか体系と、新しい計画につきましても御説明をさせていただく予定でございまして、見直しをさせていただいております。長期的な目標につきましては、第4次、現計画は4つなんですが、新しい計画につきましては5つ目標を立てるような、若干の見直しをいたしました。後ほどまた説明させていただきたいと思っております。

○畠山委員長 詳細は後ほど議論ということにいたします。

ほかにこの場で、先ほどの御説明に対する御質問等、ございますでしょうか、よろしいでしょうか。それでは、次に進めたいと思っております。

それでは次に、2番の埼玉県における環境の現状と対策について、これも県から御説明をお願いいたします。

○森田環境政策課副課長 それでは、引き続き私のほうから説明させていただきます。

お手元の厚い冊子でございます。平成26年度環境の状況に関する年次報告、こちらを先に御説明させていただきます。

この冊子は、埼玉県環境基本計画に基づき、平成26年度、昨年度1年間実施しました県の取組の結果につきまして取りまとめたものでございます。

この冊子は、毎年、県議会に報告と、本環境審議会の委員の皆様にも御提供させていただいております。そういったことから、今回、現状を確認いただくための資料として配付したものでございます。そして来年1月には、平成27年度埼玉県環境白書として県民にも頒布する予定をしているものでございます。

恐れ入ります、報告書の内容を簡単に御説明させていただきます。

恐れ入ります、冊子の16ページを御覧いただきたいと思います。

ここに第1節、大気環境の保全という項目、青字でございまして、これは先ほど資料1-2でも説明をさせていただきました、18ある施策展開の方向を説明したところでございます。さらに、これの下に、講じた施策ということで、具体的な県の取組等を説明してございまして、1の工場・事業者に対する規制、指導の実施から、1枚、さらにめくっていただきまして18ページに、4、監視測定の実施というところがございます。そういった4つの取組について、図、写真、表を用いて説明して

おります。

18ページの右側、19ページの下段にございますが、目標と進捗状況というのがございます。これが大気環境の保全に関する28年度における目標値を定めた施策指標の現状値が記載されてございます。同様に、そのほかの18の施策展開の方向につきましても同様な記載がございまして、その後ろに資料編ということになってございます。

これにつきましては、適宜、審議会等の検討状況の中で活用させていただきますので、とりあえず、これについては簡単でございますが、一旦、説明を終了させていただきます。

恐れ入ります、資料の2-1、埼玉県における環境の現状と対策についてという、こちらのほうを御覧いただきたいと思っております。

これも8月の開催いたしました環境審議会におきまして御説明をさせていただいたものでございますが、先ほどの報告書にございます目標と進捗状況を18の施策展開の方向ごとに、37の施策指標の進捗状況について取りまとめたものでございます。その施策指標につきまして、順調に推移しているのを丸、計画策定時より改善しているものを三角、計画策定時より改善されていない指標をバツといたしました。また、それらの施策指標の達成状況をもとに、18の施策展開の方法ごとに進捗状況についても整理をさせていただきました。

1枚めくっていただきますと、先ほどの例からいきますと大気環境の保全のところでございますが、これもAということになってございます。順調に推移しているものはA、計画策定時より改善している施策につきましてはB、計画策定時より改善されていないものにつきましてはCという表示でございます。

施策指標の進捗状況でございますが、平成26年度の実績ではございますが、1枚、もとのほうに戻っていただきますと、37の施策指標のうち順調に推移しているものの指標が、中ほどのところでございますが24指標になってございます。計画策定時より改善されている指標が10指標、計画策定時よりも改善されていない指標が3指標となっております。

施策展開の方向ごとの進捗状況につきましては、1枚めくって御覧いただきますと、先ほどの評価とともに記載がございまして。

資料1と2-1にあります計画の進捗状況、各分野の現状と課題等を踏まえまして、第5次の環境基本計画におきまして取り組むべき長期的目標や各施策展開の方向などまとめさせていただいております。この後、資料5の説明のときに細かく説明させていただきますが、議題2の埼玉県における環境の現状と対策についての報告事項につきましては以上でございます。

○畠山委員長 ありがとうございます。

では、ただいま御説明のありました埼玉県における環境の現状と対策について、何か御質問があれば、先生方から。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 ちょっとお伺いしたいのは内訳のほう、先ほど施策の指標と、それから施策展開の方向について、全体感が示されましたけれども、その内訳のほうを見ますと、それぞれA B等で表示されておりますが、その中で最新値と中間目標値というのがございます。この最新値と中間目標値の違い

について、御説明をお願いいたします。例えば同じ中間目標で、1ページの一番上、大気環境の保全のところですけども、その平成25年度で最新値、そして同じく平成25年度で中間目標値というのがございます。あるいはその下の段の2番の公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止のところでも、これは26年度の最新値と、中間目標値が示され、それぞれの値が若干異なっております。

○畠山委員長 いかがでしょうか。

○森田環境政策課副課長 御説明いたします。

太枠で囲っております最新値というのは、各その指標を管理していく上での最新の情報が、統計上の問題がございまして、最新値が25年度になっているものと26年度のものが上がっておりますので、そういった違いはございます。

次の右隣の中間目標値につきましては、28年度の最終目標というのが掲げてございます。その中間目標値の25年度に達成すべき数値ということになってございます。

○畠山委員長 鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木委員 ずれがあつて、同じ年度ですけども、統計をとるタイミングの問題ということで理解をいたしました。中間目標値というのがあつて、実際、さらにその同じ年度でも測定がもう一回行われたりして、その最新のものが、この最新値と。それから年度を通して、あるいは累積の目標値というのが中間目標値と、こんな理解でよろしいでしょうか。物によって違うかと思いますので、その辺は細かく御質問をする意図はないんですが、ざっと捉え方の基本で……

○山下環境政策課主幹 まず各指標なんですけれども、統計データでございまして、ものによっては25年度、ほとんどは26年度が直近の数字になっているかと思えます。ものによっては直近データが25年度となっているものもございまして、それと中間目標値というのは、先ほど説明がありましたけれども、最終年次であります28年度、この28年度において目標を達成すべき数値というのは一番右側になるんですけども、これを各年ごとでも、内訳としまして各年ごとの目標というものも持っております。それでこの中間目標値というのは、スタートの22年から始まりまして、その中間に値する25年度、ものによっては時点がずれておりますので26年度が中間ということになるんですけども、その中間の年度において達成すべきとして割り振られた目標値ということになります。これは単年度ごとの報告になりますので、その時点の進捗がわかりやすく見られるようにということで、参考にこの中間目標値というものを便宜上、入れさせていただいております。計画上、達成すべき目標というのは、一番右側にあります目標値28年度が最終的な目標ということになります。

○鈴木委員 はい、わかりました。

○畠山委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問ございますでしょうか。

私から、ちょっと確認させていただきたいんですけども、順調に推移しているというのと、計画策定時より改善しているというのがちょっとわかりにくいんですけども、順調に推移と改善しているとの違いはどうなっていますか。

○森田環境政策課副課長 大気環境の保全の例でいきますと、最新値、25年度のところが、例えば次世代自動車の普及割合でございまして、これは最新値は9.1となっております。これにつきまして

先ほどご説明しましたように、中間目標の25年の5.6ですから、これを数値的には超えておりますので、これはもう順調にということで、左側のほうは丸になっております。

三角のところを、その下のところに公共用水域・地下水のところがありまして、アユが棲める水質の河川の割合というところが三角になっている箇所がございます。これにつきましては、計画策定時の数字は、平成22年度の数字の77だったんですが、26年度は84です。ただ、26年度の中間の、先ほど申し上げました年度ごとの目標ですと85ですが、84まで、若干1足りない、これにつきましては目標を達成しておりませんので、ただし計画策定時より上回っているということで三角、この差ということで御理解いただければと思います。

○畠山委員長 これが86だったら丸になっているということですか。

○森田環境政策課副課長 はい、おっしゃるとおりです。

○畠山委員長 わかりました。

ほかに何か質問ございますでしょうか、よろしいですか。

じゃ、鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 資料2-1の上の段の表でございしますが、施策指標の進捗状況で、順調に推移している指標が、平成25年度は27、平成26年度で24ということで、3つ後退しているというふうに理解できるんですが、この辺は測定している中で推移があって、たまたま25年度末ではクリアしていたものが、26年度になってやや悪化したと、こういう理解でよろしいでしょうか。

○森田環境政策課副課長 はい、実はバツのついているところをちょっと見ていただきたいんですが、1枚めくっていただきまして、先ほどアユのところを説明させていただきましたが、その下が、ワースト河川のところがやはりバツなんです。あとはその下3のところの下段のほうの石綿使用というのがバツになっております。例えば、その例で申し上げますと、ここにあります石綿を使用した建築物の届け出の違反件数でございまして、26年の中間年で見ますとゼロなんです。たまたま、例えば違反が見つかった、そういった場合だと、数字が上がってしまうと達成率が極端に変わってしまうところで、たまたまバツになってしまったようなものもございしますので、25年度と26年度の進捗状況としては、例えば数値的には悪くなっている部分があるんですが、おおむね横ばいかなというような形では、事務局としては理解しております。

○鈴木委員 わかりました。ありがとうございました。やや厳し目に目標を掲げて、やはり指標という数字で比較という部分がございます、挑戦的にそれをやっておられるというのは理解できますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○畠山委員長 関口委員、どうぞ。

○関口委員 今の質問にも関係するんですけども、目標値を、最終的な目標値というのは、恐らく改善されるべき目標というものがあって、決めていると思うんですが、中間値というものは、そこからどういう形で決められているものなんですか。ちょうど中間という感じではない、今の厳し目に決めているとか、どういう基準を入れて決めているんですか。

○森田環境政策課副課長 これはもう基本的には、その担当課のほうで業務の内容を見たり、あるい

はトレンドを見たりしている部分もありますので、一概には、なかなかちょっと説明しづらいんですが、年度的には単純に、進捗状況を一直線でつなげる、目標までトレンドみたいなものもあります。個別の業務によっては、あるいは今後の対策等を加味して決めているところだと思います。

○関口委員 前の環境審議会でも議論になったと思うんですが、この丸だ、バツだ、三角だというのが出てくると、これを見た人は、これが悪いんだ、いいんだという、そういう感覚で見えてしまうと思うんですね。ただ、結局はそのときの変動もあるのと、あと目標値、それから例えば大気と水でVOCを下げるということは、きっとできるんでしょうけれども、例えばワースト幾つの川をきれいにするとか、難しい目標というのはあるわけですよ。なので、ちょっと設定している目標と目標値と、その最終的な目標値ですか、その辺がどう設定するかで、この丸、三角、バツですか、すごく変わってくると思うので、ちょっとこの丸とか三角とかバツがひとり歩きするような感じは余りよくないかと、そういう印象もあつたんですが、そういう意味で本当に改善しているということを示したいのであれば、余り目標値は無理なところに設定しなくてもいいのかなとか、より厳しくやるのであれば設定するとか、もう少しその目標値の設定の仕方というの、ある程度指標を決めてもいいんじゃないのかなという、そういうところです。

○森田環境政策課副課長 次期計画、第5次の計画につきましては、管理するための指標も皆様に御議論いただきますので、今いただいた意見等も踏まえまして、また数字をこちらから提案をさせていただきます。議論していただければと思っています。

○畠山委員長 ありがとうございます。

続きまして、3番の第4次環境基本計画策定後の変化についてという議事に進みたいと思います。

県からの御説明をお願いいたします。

○森田環境政策課副課長 それでは、よろしく願いいたします。

資料3、第4次環境基本計画策定後の変化についてというものを御覧ください。

現在の計画につきましては、平成24年度に策定しましたことは、先ほども申し上げましたとおりでございますが、その後の本件の環境行政を取り巻く状況について取りまとめたものが資料3になってございます。

1の社会経済情勢でございますが、本県の高齢化率につきましては、2010年、これは現在の第4次の基本計画の検討を始めた年なんですけれども、そのときに20.4%でございました。その後、20年後といたしますか、今から15年後の2030年におきましては29.7%まで増加するというので、約10%ほど増加することを見込んでおります。こうした急速な高齢化が進むとともに、人口につきましても2015年、本年をピークに緩やかに減少に転じるということが予想されております。高齢者単身世帯の増加ですとか、家族や地域社会のきずなの希薄化ということは従来からも指摘をされておりますが、さらにそういったものが深刻化するのではないかと。

また今後、経済的な展望も含めて期待できるものにつきましては、2019年のラグビーワールドカップの開催、2020年の東京オリンピック等、県内で競技が開催されるということで、国際スポーツ大会への対応、あるいはこの春に開業いたしました北陸新幹線、あるいは今年10月に県内全線開通いたしました圏央道等、充実した交通ネットワークということの活用ということも求められております。

次に、環境分野でございますが、まず地球温暖化の分野でございます。国では今年の7月に、温室効果ガスを2030年度までに2013年度比26%削減する目標を国連に提出し、現在、パリで開催されておりますCOP21においても、2020年以降の温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みの合意に向けた、まさしく議論が今、進められているところでございます。

また本県では、平成21年2月に策定いたしました「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」というものがございまして、これについても平成26年度、昨年度に中間の見直しを行っております。改定後の計画では、温室効果ガス排出量を需要側としまして、2020年に2005年比で21%削減することを目標としてございます。今後、削減目標の達成に向けた地域総ぐるみの対策の実施が求められているところでございます。

次に、エネルギー分野でございます。2011年の東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故等により、エネルギー需給を取り巻く状況というのは大きく変化しております。国のエネルギー基本計画も見直しされ、長期的なエネルギー需給の見通しも示されてございます。本県でも、再生可能エネルギーや分散型エネルギーの普及拡大策など、様々な取組、省エネが可能となるまちづくりなど、そういったものについて大きな課題となっております。

次に、大気環境の分野でございます。首都圏に位置する本県では、主要幹線道路などの整備が進められており、圏央道周辺は物流拠点として大きな注目をされております。自動車交通量が、それに伴いまして増加しつつございます。ディーゼル車規制などの成果により、二酸化窒素や浮遊粒子状物質についても排出量が減少し大幅な改善が進んでおりますが、光化学オキシダントとともにPM2.5の環境基準の達成率は、まだ現在まで低い状況でございまして、PM2.5の実態把握及び原因物質の排出抑制対策が求められております。

次に、水環境の分野でございます。県土面積に占める川の面積割合が、本県は日本一でございまして、平成20年度から、その川の再生に取り組んでおります。河川の清掃活動などの県民運動や、家庭でできる排水対策の取組は一定の広がりを見せております。こうした活動を地域に定着させていくことが課題でございます。

また、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及、工場・事業場への立入検査により、水質の向上を図ってまいりました。河川水質のさらなる改善に向けて、下水道や合併処理浄化槽など、生活排水処理施設の整備の一層の促進が求められています。

次に、みどりの分野でございます。彩の国みどりの基金や、さいたま緑のトラスト基金を活用し、森林の再生や身近な緑の創出、県民運動の展開、トラスト保全地の取得などに取り組んでおります。今後は都市部を中心とした身近な緑の保全・創出、山間部では伐期を迎えた森林の循環利用の促進、森林の植生に重大な影響を与えるニホンジカの捕獲対策の強化などが求められています。

次に、生物多様性の分野でございます。

急激な都市化の進展による自然環境の変化により、多くの種が絶滅の危機に瀕しております。一方で、ニホンジカやイノシシ等、一部の野生動物の個体数が年々増加し、農林業に大きな被害を与えております。また、アライグマ、コクチバス等、外来生物も増えており、生態系への悪影響もより深刻化をしているところでございます。

本県では、生物多様性保全県戦略を策定し、希少野生生物の保護などの様々な施策にも取り組んでおります。今後も生物多様性保全への意識の浸透や各地域での具体的な活動への展開が求められております。

廃棄物の分野でございます。県内の一般廃棄物の排出量、最終処分量は、ほぼ横ばいの状況でございます。最終処分量の一層の削減に向け、可能な限り排出抑制を進めていくことが求められています。

一方、産業廃棄物の発生量は減少傾向にございまして、不法投棄などについて未然防止、早期発見、早期対応の取り組みにより、この5年間で約7割減少しておりますが、今後も廃棄物の適正処理の推進が求められています。

また、大規模災害発生時における災害廃棄物を円滑に処理する体制づくりも必要となっております。

環境と経済につきましては、環境ビジネスの市場規模は、リーマンショックで一時的に落ち込んだものの、それ以降着実に増加してございます。今後も各施策を推進していくことに加え、地域経済の活性化のため、地域の自然資源や再生可能エネルギーを活用した施策を推進していくことが必要となっております。

議題3の第4次環境基本計画の策定後の変化につきましての報告事項につきましては以上でございます。

○畠山委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のありました第4次環境基本計画策定後の変化について、御質問等ございましたら、委員の先生方、どうぞ。

小野委員、どうぞ。

○小野委員 2つありまして、1つは、圏央道などの交通網が加わってきたときに、埼玉県というのは、もともと物流センターの多い県で、その辺の物流の動きによって、環境は相当変わってきますので、その辺の推定資料があるのかということ。

それから廃棄物の項目では、3ページの廃棄物の項目の一番下のほうですけれども、大規模災害時における災害廃棄物を円滑に処理する体制づくりとありますけれども、埼玉県防災計画は、もうできているのですよね。新しい計画にその資料をちょっと添付していただけると、どの辺の災害廃棄物を組み込んで、環境を保全するのかというのが見えてきます。資料として埼玉県の地域防災計画とか、物流の動きなどをもう少し細かく資料をいただくと、計画策定のときにデータを見やすくなるのではないかと思います。

○森田環境政策課副課長 1つ目のほうの交通体系の整備状況等、そういった見込みにつきましては、先ほど説明したものにつきましても、この小委員会の次回以降、いろいろ具体的な議論をさせていただくときまでに、用意させていただくということで御了承いただければと思います。

○畠山委員長 よろしいでしょうか。

じゃ、御用意いただくということで、よろしくお願いします。

ほかに何かございますか。

これもちょっと疑問に思ったんですけれども、産業廃棄物等の不法投棄について、未然防止というのは、具体的にはどういうことをされているのでしょうか。

○田中産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課長でございます。

未然防止というのは、建設系廃棄物を出すような解体現場への立入検査とか、それから一般の事業者や処理業者を集めての講習会、そういうものを行っております。あとは、パトロールとか。

○畠山委員長 わかりました。ありがとうございました。

ほかに何か御質問ございますか、よろしいでしょうか。

それでは、さらに議事を進めたいと思います。

続きまして、4番の第5次環境基本計画の計画期間及び施策体系について、県のほうから御説明をお願いします。

○森田環境政策課副課長 引き続き、よろしくお願いいたします。

資料4の第5次環境基本計画の計画期間及び施策体系についてを御覧ください。

1に計画期間がございます。その中ほどの表を御覧いただきたいと思いますが、第1次計画は、平成7年度に策定いたしまして、期間としましては約15年、第2次計画から第4次計画につきましては10年とさせていただきます。若干今までと違っているところがございます。いずれの計画におきましても、おおむね5年を目途に、内容については見直しを実施している状況でございます。

次期5次の基本計画につきましては、ここがございますように、平成29年から33年までの5か年計画としたいと考えております。その考え方でございますが、環境基本計画の上位計画に、埼玉県の行政先般を総合的な計画で、埼玉県5か年計画というものがございます。その分野別の計画として環境基本計画は位置づけられておりまして、その計画と整合を図りながら、今までも見直しをしてきたという経緯がございます。

その埼玉県の5か年計画でございますが、同じ29年から33年までの計画期間としたもので、今現在も策定作業、見直し作業を行っております、その内容につきましても反映させ、整合性を取りたいということから、今回の環境基本計画につきましては、明確に5か年計画とその期間の一致をさせたいということでございます。

その下の、2の施策体系でございますが、今現在の第4次環境基本計画の施策体系につきましては、先ほど資料の1-2で簡単に御説明させていただきましたが、一番左側のところがございますが、21世紀半ばを展望した長期的な目標、これを受けまして、さらに右側に、環境の保全と創造に関する施策展開の方向、さらに、一番右になってしまいますが、その施策展開の方向を具体化するための手段であります実際の取組、そしてその今後の施策というところは、各取組をまとめた見出しのような扱いになってございます。

それと、一番下のところに、施策の指標とございます。先ほど進捗状況について御質問いただきましたが、各取組の進捗状況を管理するための数値というものを設定してございまして、それを施策の指標としまして、そういった構成でなっております。基本的には、第5次基本計画につきましても、第4次基本計画の考え方、今までの計画の体系を受け継いだ形にしたいと考えております。

以上でございます。

○畠山委員長 ありがとうございました。

そうすると、今後はこの環境基本計画、本県の環境基本計画は、5年ごとに第6次、第7次という

ふうになっていくというふうを考えてよろしいのでしょうか。

○森田環境政策課副課長 先ほど申しあげました県の上位計画に合わせた形で、今回、きちんとした形で見直しをしたいということでございます。作業自体は、先ほど説明したように、5年ごとに見直しを行っておりますので変わらない、作業はしなくてはならない状況でございます。

○畠山委員長 わかりました。

それでは、ただいま御説明のございました第5次環境基本計画の計画期間及び施策体系について、御意見、御質問ございましたら、委員の先生方からどうぞ、いかがでしょうか。

○小口委員 すみません、ささいなこと申しわけないんですけども、まず、第1次、2次、3次、4次と、オーバーラップしている期間がありますが、それは、その理由というのは何なのでしょう。途中、見直しの時期がちょっとそのときにあったということでしょうか。

あともう一点、第1次の計画が平成7年度から、その前は類似するような環境の政策などはあったのでしょうか、そのあたりの歴史的な背景を参考までにお伺いしたいと思っております。

○森田環境政策課副課長 先ほどの説明と繰り返しになりますが、今までの計画も、5年ごとに見直しを行っております、その見直しを行ってから10年という形で計画期間となっておりますので、その期間につきましては、ちょっと重なっているという、委員御指摘のとおりでございます。その辺はわかりづらい点もございますので、今回は、上位計画に合わせるとともに、すっきりとした形で計画年度を明確化したほうがいいのではないかと考えております。

2つ目の御質問でございますが、基本計画につきましては、環境基本条例という条例を受けて策定するということになっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○小口委員 条例が施行されたのが平成7年ですか。

○山野環境政策課長 平成6年です。

○小口委員 平成6年……

○森田環境政策課副課長 条例につきましては、今の環境基本計画の67ページにも策定の経緯というのがございます。条例が平成6年12月26日、それを受けまして基本計画の策定が、これは8年2月ですから、年度としては平成7年度でございます。こういった形でよろしいでしょうか。

○小口委員 はい、わかりました。

○畠山委員長 関口委員。

○関口委員 すみません、ちょっと、もし質問が的を射ていなかったら申しわけないんですが、いわゆる計画の目標とかを考えていく過程の中で、非常に短期間に成果が出やすいようなものと、非常にやっぱり、設定はしたんだけど長期に見ていかないと出づらいような結果というのが必ず存在すると思うんですね。そういうものときに、ある程度長期なものを見なきゃいけないようなものを、ある程度この5年間というものに絞って目標値を立てて入れていくということなのか、長期的なものについては、余りこの計画の中には盛り込まないようにしていくのか、その辺は何か考え方とかはあるのでしょうか。

○森田環境政策課副課長 資料4で申しあげますと、2のほうの施策体系のところにあります。一応、基本的な考え方として、その長期的な目標というのは、21世紀の半ばを展望したというような、

ちょっとあいまいなんです、おおむね10年から15年ぐらいのところに将来像を設けまして、それを今度の計画でいきますと33年に達成すべき目標というものを、具体的には数値で掲げたいというような形を考えております。

○関口委員 やっぱりもう一つの目安として区切って考えるというやり方もあろうかと思えます。

○畠山委員長 ほかにはいかがでしょうか。

○小川委員 既に今までの御質問の中にも出ているかもしれないのですが、第2次計画を平成12年から平成22年の10年間で見ていて、第3次計画を平成19年から平成28年で10年間で見ていて、第4次計画を平成24年から33年の10年間で見るということで、第2次、第3次、第4次の途中の時点を取りながら、次の10年間という見方をしています。このように組み立ててきているのは、やはりこの環境やエネルギーの問題が10年ぐらいのスパンを取って、ある程度全体を設計していったほうがいいというお考えがあればこそ、逆にそうしてきたのではないかなと思います。それに対して今回の計画は、そういった意味では5年間という短い期間で回転させていこうという形にされているように思います。この点で、過去に3回作成した計画と比較して、そうでない構造で進める計画は、無理がないかどうか、その点のチェックを十分されているのかどうか、そこをまず確認させていただければと思いますが、いかがですか。

○森田環境政策課副課長 委員御指摘のとおりでございます、おおむね5年で見直しをしたときに、エネルギー問題など、その10年という形で引き継いでやっていた今までの考え方なんです、先ほど来から議論が出ておりますが、短期間に成果の出るもの、全然というと語弊があるんですが、なかなか短期間で改善しないものということはあると思います。ただ、第5次基本計画の事務局として考えているのは、上位計画がやはり5年間できちんとした形で出ているものについては、長期的な目標とともに、その5年間を明確にして、その計画期間を重ならないような形にしたほうが、一般県民の方はわかりやすいのかなということで、基本的には、考え方としては長期的な目標もありますので、今までの考え方を継承していくんですが、具体的には5年間という形で計画等もはっきりさせていったほうがいいんじゃないかということで、今回、提案をさせていただいております。

○畠山委員長 よろしいでしょうか。

そうすると、そういう10年にわたるような長期的な展望というようなものは、もう基本計画には盛り込まないということになるんでしょうか。

○山下環境政策課主幹 お答え申し上げます。

長期的な目標は、従前どおり21世紀半ばを展望した長期的目標と、あとその下に続きます長期目標を達成するための施策展開の方向を検討する際には、10年、15年という先を見越した視点を持って施策展開を検討するのは従前どおりでございます。今後、検討、御議論いただきます具体の取組、あるいは指標を検討する際には、5年間しかできないものやるといえるものではないかと、当然、取組の中には、次の計画の見直しのときにも、まだ計画が途中という形で、引き続き取り組まなければならないものもあるかもしれません。視点自体は10年、20年という先を見越した形で取り組むので、5年間で結果が出るものしかやらないという趣旨のものではないかと、でございます。

○畠山委員長 関口委員。

○関口委員 すみません、ただその入れ方をすると、先ほどの評価でいくと、5年後の評価は非常に三角とかバツとかが増えるような項目を入れていくということになるんですが、それはそれで構わないということですね、そういう形になりませんか、その先、見直しでということの基本にするのであれば、なかなかそこでは評価が出ないような形になるわけですよね、そうすると、この結果を見た県民の方とかは、非常に成果が出ていないような印象を受けるようなものが、項目として報告書として上がってくることになるんですけれども、それはそれで構わないわけですか。

○畠山委員長 それは目標の設定の仕方によるんじゃないですか。

○関口委員 基準をどこにとるかということですか、基準は低いところかどうかということでしょうか。

○畠山委員長 5年しかないんだから、ここまでというように設定をすればいいだけの話のような気がしますけれどもね。

○山野環境政策課長 今、今回10年のものを5年にするというので、ややもすると5年間しか見ないんですかというような議論になると思うんですけれども、そういうことではなくて、基本的には長期目標、さらに10年後を見据えた施策の取組というものはのせていきたいと思っています。

御指摘のあった指標なんですけれども、やはり長い指標ですと、わかりにくいところもありますので、できるだけわかりやすく5年程度で物事が見えてくるようなものを設定したいと思います。その設定は、すぐには、例えば綾瀬川、中川をすぐに改善するということが難しいのかもしれませんが、その5年後までには、ここまでをやってきたいというようなものを、5年の目標を掲げつつ進めていきたいということでございます。基本的な思想は、現在の環境基本計画とは大きく変わるころはないということでございます。

○畠山委員長 小堀委員、お願いします。

○小堀委員 ちょっと気になるところがあって質問させていただきます。今御説明をいただきました施策体系の21世紀の半ばを展望した長期的な目標、ここの四角で囲われた文言は、長期的な目標が一番短い形で集約されたものと考えてよろしいのでしょうか。

もしそういうことになりますと、現行計画の第2章の冒頭に「豊かな環境を維持しつつ」と書いてありますが、実際のこの計画の2章にあります長期的な目標には、維持するだけでは不十分なので、2番目の長期目標には、再生したみどりや川、それから4番目の長期目標には、環境の保全や創造に向けてという文言がありまして、この維持だけでは十分ではないという文言になっています。

本日の資料の5の施策体系の具体的な、次の環境の保全と創造に関する施策展開の方向と長期的な目標とは、ちょっと内容的に矛盾をするというように私には見えるんですが、この維持するというのは、現状維持という意味に捉えられて、再生や創造という意図が、ここに含まれていないということにとられる可能性があるんで、ここの長期的な目標の、ここに出ている文言というものは、こういう形でいつも使われているのかどうか、私はちょっと内容的な矛盾を感じるんですが、いかがでしょうか。

○森田環境政策課副課長 委員御指摘のところは、見出しみたいな説明のところにつきましては、考え方を整理するために、現状でも一応使っている文言を、先ほど説明しましたように、第4次の考え方を引き継いでおります。ただし、これにつきましては、こういうこの文言そのものが出るのではな

くて、先ほど申し上げました基本条例の77ページ、先ほどは78ページだったんですが、77ページの中ほど、私たちを取り巻く環境は全て云々という項目の、さらに1行下がって、私たちはこのことを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ環境の負荷が少ない云々という、一応こういったものを引用しながら説明、見出しといいますか、そういったものを整理をさせていただいております。

○畠山委員長 一応こういう文言が基本条例の中に書き込まれているということですね。それに基づいて説明をしようということですか。

ほかに、よろしいでしょうか。

○小野委員 資料の4の今の2の施策体系の1番、取組のところは、先ほど説明していただいた資料2でしたっけ、2-1の次のページような、こういう表をイメージして、丸、三角、バツというのをイメージしているわけですよね、取組のところは。

○森田環境政策課副課長 そうです。

○小野委員 先ほどこの2-1の説明のところ、関口委員がおっしゃっていたように、例えば丸とか三角というのが年度によってでこぼこしたりしています。例えば石綿なんかは1件だったのが3件になったり動くわけですよね。変動するものの評価というのは、何か考えていらっしゃいますか。単純に石綿なんか特にそうですけれども、あたりなかつたりしてでこぼこするわけですよね、そうになったときの評価を、単に丸とか三角とかバツでは、ちょっと難しいような気がします。やっぱり変動する項目の評価を、どのように行うのが重要だと思います。これらの目標値とか数値の評価を変えつつはありますか。

○森田環境政策課副課長 きょうの時点では、ちょっとこういった資料は出ていないんですが、先ほど申し上げましたように、こういった指標と、取組について、先ほどいろいろ御指摘いただいておりますが、それは事務局案としまして、今後、小委員会でも皆さんに御議論いただく内容でございますが、そういった意見が多ければ、修正なり、現状を見直すなりしたいというふうに考えています。

○畠山委員長 それでは、次の議題で……

○小堀委員 今後、検討していくと思いますが、ちょっと大きな問題なので教えていただきたいと思っています。この37の施策指標というのを具体的に見てみますと、17ぐらいが再掲とって重複しています。これは、やはり目標が違うわけですから重複しないものにするのが本来ではないかなという気がしています。特に再掲しているところが17ぐらいあります。ざっとカウントしたので正確な数は合っていないかもしれませんが、この中に非常にたくさんバツなどがあると、達成目標が低いというようなことになりまして、先ほど小野委員が指摘されたように、非常に改善が難しいものとそうでないもの、それから変動があるものというのがかなりまじっていると思います。再掲をした根拠が非常に大事で、もうちょっと工夫をしたら、それぞれにオリジナリティーのある施策指標というのが考えられるのではないかと思います。

それからもう一つ、質問しますが、施策指標の内容を見てみますと、さっきのように、ダイオキシンの解体のケースなどというようなことで、本当は実質的な改善と比べると、これは数値で示すと、例えば教育とか市民の本当の活動によって、環境がいかにか改善されたか、再生されたかというような指標に必ずしもなっていないものもあります。その点について今5年目で、今後、基本的には変えな

いのか、そういうところも変えていくのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○森田環境政策課副課長 御指摘の再掲の考え方につきましては、一応この37の施策指標の内数でなくて外なんです。ただし、次の5次計画につきましては、やはり再掲は好ましくないということで、オリジナルのものも出したほうがいいのではないかとということで御意見もありますので、検討はさせていただきたいと思います。小委員会の中で具体的にはその時期に、順番に案を出させていただきまして、その中で御検討いただければと思います。

今、事務局としていろいろ各課と調整をしている段階でございますが、なかなかその数値管理が難しい面がございますので、そういったところにつきましては、やはり専門家として御意見などを賜れば、よりいいものができるのかと考えておりますので、今後その段階がまいりましたら、御意見を賜りたいと思います。

○山野環境政策課長 すみません、指標につきましては、1つには継続性が大事というのがあります。過去のものとのように見比べていけるか、それから新しい視点があります。これをどうするか、今、各担当課のほうで見直しをかけているところであります。ですので、今回この37をそのまま使うということではなくて、使うものもありますし、新たな視点を加えたものもあります。これは次回以降、御審議をいただくということになろうかと思います。よろしく願いいたします。

○畠山委員長 今、重要なポイントが出てきまして、その辺につながる議論になるんじゃないかと思えますけれども、次の5番目の議事に入って、そこでまた新しい基本計画にどういうものを盛り込むかというような議論になろうかと思いますので、そちらに移らせていただきたいと思います。

5番目の議事といたしまして、21世紀半ばを展望した長期的な目標及び環境の保全と創造に関する施策展開の方向についてということで、県のほうから御説明をお願いします。

○森田環境政策課副課長 恐れ入ります、お手元の資料5-1、A3の横長のものを御覧いただきたいと思えます。

これは平成8年の3月に策定いたしました第1次環境基本計画から、現在の第4次環境基本計画までの施策体系、そして一番右側の太線の枠に囲ってございますが、これが次期第5次環境基本計画の施策体系の案を一覧にしたものでございます。

第5次の環境基本計画（案）につきましては、Ⅰの新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり、Ⅱの限りある資源を大切にす循環型社会づくり、Ⅲ、恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり、Ⅳ、安心・安全な環境保全型社会づくり、Ⅴ、環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくりの5つの長期的な目標を設定してございます。第3次基本計画までは3つずつで来たものが、4次には4つ、5次は5つという形の見直しを考えてございます。

長期的な目標についてのローマ数字のところの変更点につきましては、地球温暖化分野、エネルギー分野の変化を踏まえまして、低炭素社会づくりを一番上に、一番に掲げてございます。その中としましては、エネルギー対策を前面に押し出した名称で地域的な目標を設定してございます。

また、第4次基本計画では、長期的な目標Ⅰに、環境負荷の少ない安心・安全な循環型社会づくりというものに、大気環境等の公害対策とリサイクル等の廃棄物対策を一まとめにしてございました。

現在、東日本大震災後の状況を受けまして、災害時の廃棄物対策の必要性、先ほど議論が出ましたけれども、環境分野における安心・安全の対応というものを新しい計画では強化するような見直しをしていきたいと考えてございます。

そのため、第5次の基本計画（案）では、2番目、限りある資源を大切に作る循環型社会づくりと、4番目の安心・安全な環境保全型社会づくりの2つに内容を分けて、5つの長期目標を設定しているところでございます。

それと、その下にございます1から20までの数字を振っているところが、今後の施策展開の方向でございまして、これの4次と5次の変更点につきましては、5次のⅡのほうの限りある資源を大切に作る循環型社会づくりのところの廃棄物対策を、4番のいわゆるリサイクルと、5番の適正処理という形で分けてございます。また、その下にございます4番目の安心・安全な環境保全型社会づくりには、災害に強い地域づくりの推進、15番でございまして、これを新たな形で加えてございます。

なお、長期的な目標、Vの環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくりの施策展開につきましては、第4次計画のところの15、環境に配慮した産業・地域づくりがございまして、それを16と17で分けて定めているというところでございます。

続きまして、同じくA3横の5-2の資料を御覧いただきたいと思っております。

こちらは、先ほど来、議論が出ました21世紀半ばを展望した長期的な目標を今度から入れないのかというようなお話もありましたが、これまでどおり将来像という形で、そういったものを記載したいと考えております。この資料につきましては、長期的な目標ごとに、一応A3一枚にまとめてございます。その下の将来像、現状と課題、環境の保全と創造に関する施策展開の方向、こういったものにつきまして、本日御議論いただくためにまとめたものでございます。

将来像につきましては、先ほどの説明と重なるところが多いんですけども、目指すべき理想的な姿、21世紀半ばを展望ということで書いてあるんですが、おおむね10年、15年後に実現したい社会というものを姿としてあらわしているものでございます。

現状と課題につきましては、これまで議論いただきました（2）の埼玉県の環境における現状と対策ですとか、（3）の第4次基本計画策定後の変化ということで報告をさせていただいたものを、長期的な目標の分野ごとにまとめたものでございます。

右側のほうに太字であります環境の保全と創造に関する施策展開の方向につきましては、その将来像を実現するために、今後5年間に取り組むべき施策を示したものでございます。

それでは、長期的な目標ごとに順に説明をさせていただきます。

I、新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくりでございます。

将来像としましては、各部門で省エネ化が進み、再生したみどりや川に彩られた低炭素な田園都市の集合体を実現しているほか、地域で使うエネルギーを地域で創り出す分散型エネルギーの利用が進んだ、また、新たなエネルギー利用が実現した社会ということ、ヒートアイランド現象が緩和した過ごしやすく安心・安全な都市空間の実現というものを掲げてございます。

次の現状と課題でございまして、固定価格買取制度の導入により、太陽光発電導入量は急増しているものの、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム等の分散型電源による発電量は、県

内の電力使用量のまだ8%程度にとどまっております。災害に強いエネルギー供給構造は、分散型電源が30%、3割と言われており、本県においても地域で使うエネルギーを地域でつくり出す分散型エネルギーの利用を拡大する必要があります。

また、燃料電池自動車の市販の開始、昨年12月でございますが、そういったものを契機としまして、水素エネルギーが注目され、県内でも水素利用を拡大する必要があると考えております。

本県の温室効果ガス排出量につきましては、火力発電の増加の影響により、2010年以降増加している状況でございます。中でも産業・業務部門は削減が進んでいる一方で、世帯数の増加ですとか、自動車所有台数の増加等により、なかなか削減が進んでいない家庭・運輸部門の対策が課題となっております。

また、埼玉県的位置的な特徴でございますが、ヒートアイランド現象というものがかかなり問題が顕著化されておまして、その原因でございます地表面の被覆や人工排熱等が増加してございます。地球温暖化の進展による異常気象の増加と、ヒートアイランド現象が相まって、夏場の著しい高温化が懸念されております。

こうした現状と課題を踏まえまして、将来像を実現するために、この右側でございます3つの施策の方向を掲げております。

1つ目は新たなエネルギー社会の構築です。

再生可能エネルギー、コージェネレーション、水素エネルギーの利用拡大に向け、事業者・市町村の設備整備等の支援、県民への普及啓発、情報提供等を行います。

また、エネルギーの地産地消を図るエコタウンプロジェクトを推進するとともに、地元事業者との連携、住民意識の醸成等により、エコタウンプロジェクトの全県への普及に取り組みます。

2つ目は、地球温暖化対策の総合的推進でございます。

目標設定型排出量取引制度により、産業・業務部門の温室効果ガス排出量の削減を進めるとともに、省エネ家電・設備等の普及促進、次世代自動車の普及促進などにより温室効果ガス排出量の削減が進んでいない家庭部門、運輸部門における対策を強化してまいります。

また、温暖化の影響に適切に対応する適応策に積極的に取り組みます。

3つ目としまして、都市部における身近な緑の創出、人工排熱の抑制、蓄熱対策の推進やライフスタイルの変革など、ヒートアイランド対策を推進していきたいと考えております。

恐れ入ります、1枚おめくりください。

続きまして、Ⅱ、限りある資源を大切に作る循環型社会づくりでございます。

将来像といたしましては、物を有効に使って無駄にしないという意識が県民に受け入れられ、しっかりと根づいている。

ごみを極力出さずに生活するノウハウ、仕組み、アイデアが常に提案され、それをライフスタイルに積極的に取り入れられることが日常的になっている。

廃棄物の不法投棄・不適正処理が見られず、高いモラルを持った廃棄物処理業者によって廃棄物の処理がされる社会。

地盤沈下の発生が抑制され、健全な水循環が形成されている姿を掲げております。

次の現状と課題でございます。

これまで循環型社会の形成に向けて行っております様々な取組は効果がありましたけれども、廃棄物の排出量は近年横ばいで推移しており、最終処分場の容量にも限りがございます。

一般廃棄物につきましては、1人1日当たりのごみ排出量の減量化が進み、全国平均を下回っておりますが、生活系ごみの排出量に限ると全国平均より多く、なお一層の減量化を推進するため、ごみを出さないライフスタイルの定着に向けた取組が必要です。

本県は、産業廃棄物が多量に発生する首都圏に位置し、不法投棄等、不適正処理は改善しているものの、依然、後を絶ちません。高度経済成長時代に建設された建築物が更新時期も迎えることから、不法投棄の約8割を占める建設系廃棄物の発生が今後も見込まれます。

近年、地盤沈下は沈静傾向にあります。依然として緩やかながら継続しており、湯水年など地下水依存度が高まると地盤沈下は顕著にあらわれます。

こうした現状と課題を踏まえ、将来像を実現するために、ここも3つの施策の展開を掲げてございます。

1つ目は、廃棄物の減量化・循環利用の推進でございます。

リサイクルに先んじて求められる2R（リデュース・リユース）を積極的に推進し、ごみを出さないライフスタイルの定着を図るほか、事業系廃棄物の削減なども進めていきます。

2つ目は、廃棄物の適正処理の推進でございます。

廃棄物施設の適正な維持管理が図られるよう、立ち入り検査や必要な指導を行うとともに、廃棄物に関する許可事務をしっかりと行い、適正処理の推進を図ってまいります。

3つ目としまして、水循環の健全化や地盤環境の保全のため、地下水採取による地盤変動及び地下水位の観測や地下水採取規制の的確な運用を行ってまいります。

恐れ入ります、1枚おめくりください。

Ⅲ、恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくりについてでございます。

将来像といたしましては、都市部を中心に身近な緑の創出が進むとともに、狭山丘陵や見沼田んぼ、三富地域、トラスト地など、すぐれた景観が生み出す緑が県民参加により保全、活用されています。

人と川のかかわりをとおして、水や生き物の豊かさが生まれ、水辺が保全・再生され、豊かな環境と埼玉の多彩な自然が織りなす生態系が形成されています。

県民運動が活発化し、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を実現しています。

多くの県民が生物多様性の重要性を認識するとともに、希少野生動植物の保護及び野生動物の個体数管理、外来生物が駆除され、多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境が保全・創造されることで、バランスのとれた生態系が維持されています。

現状と課題でございます。

本県は首都圏に位置しながら、武蔵野の面影を残す平地林、豊かに広がる田園や屋敷林、見沼田んぼ、三富地域など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が多く残されています。

しかし、都市化の進展などにより、その緑が年々減少しておりますので、緑の保全と再生、創出を推進していく必要があります。

県内の公共用水域の水質は、アユがすめる水質、BODでございますが、リットル当たり3ミリグラム以下の河川の割合が、平成12年度の44%から26年度の84%と着実に改善している一方で、水質の改善が不十分の河川も残されております。

また、県民が生物から恩恵を今後も享受するためには、多様な動植物がバランスを保ちながら共生する必要があります。しかし、都市化の推進により絶滅の危機に瀕する種がある一方で、近年、温暖化や中山間地域の生活様式の変更などにより、ニホンジカなど一部の野生動物が増加し、農林業により深刻な影響を与えております。また、アライグマなど外来生物の侵入・繁殖により、生態系への影響も懸念されているところです。

こうした現状と課題を踏まえて将来像を実現するために、次の4つの施策展開の方向を掲げています。

1つ目は、川の保全と再生です。

合併処理浄化槽への転換を促進し、河川の水質改善をさらに図るほか、総合的な支援により、地域団体活動を活性化し、水辺空間の再生・創出への取組を促進していきます。

2つ目は、みどりの保全と再生です。

校庭、園庭などの芝生化、身近な場所への植樹、緑化計画届出制などにより、都市部におけるみどりを創出、再生するとともに、公有地化などを図ることにより、平地林など身近なみどりを保全していきます。

県民、市民団体、企業等との連携により、みどりの保全、創出活動を継続・定着するための施策を実施していきます。

3つ目の、森林の整備と保全では、適正な森林整備と保全、県民参加の森づくりを推進するとともに、県産木材の利用促進を図っていきます。

4つ目の生物多様性の保全のため、外来生物のため、外来生物の調査、駆除を実施するとともに、鳥獣保護区制度の運用や特定鳥獣の保護及び管理に係る計画の策定を行っていきます。

恐れ入ります、1枚おめくりください。

次は、IV、安心・安全な環境保全型社会づくりでございます。

将来像としましては、低公害車の普及、工場・事業場からの大気汚染物質の排出の抑制により、光化学スモッグのない澄んだきれいな青空が広がっているほか、県民の環境意識の高まりや事業活動における公害を防止する体制の整備などにより、水や土壌、大気の汚染のない安心・安全な生活環境を実現しています。また、騒音・振動・悪臭といった日常生活の中で発生する環境問題が少なく、工場・事業場周辺住民から寄せられる相談件数も少ない快適な社会が形成されています。

環境監視情報の防災への活用拡大、太陽光発電等の再生可能エネルギーの防災時の活用、災害廃棄物対策などが進み、環境分野における災害時の備えが強化され、県民生活の安心が向上しています。

現状と課題でございます。

大気環境においては、光化学オキシダントやPM2.5については、環境基準の達成率が依然まだ低

く、光化学スモッグ注意報の発令日数は、全国で最も多い状況になっております。

県内公共用水域の水質については、アユがすすめる、先ほど申し上げました基準、河川の割合を見ますと、すみません、資料は17年度の52%と記載されておりますが、数字は正しいのですが、前のページと基準を合わせるために、12年度の44%に修正させていただきます。それが26年度には84%と着実に改善されています。生活排水対策と併せ、産業系排水の負荷を低減することにより、さらに水質の向上を図る必要があります。

本県は、製造業の事業所が多く、化学物質の届出排出量は全国で第4位となっております。また、市街地の中に製造業事業所が点在しており、そこから発生する騒音、振動等により公害苦情相談件数は近年高止まりをしております。

東日本大震災後、災害時に発生する廃棄物の処理体制、化学物質取扱事業所における漏えい対策の強化、災害時に活用可能な再生可能エネルギーの利用の推進などが求められています。

こうした現状と課題等を踏まえ、将来像を実現するために、次の5つの施策展開の方向を掲げております。

1つ目の大気環境の保全では、工場・事業場の規制及び自動車排出ガス対策の徹底、光化学オキシダント及びPM2.5の原因となる揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制対策を推進していきます。

2つ目の公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止では、工場・事業場に対して、排水基準の遵守など、公共用水域保全のための行政処分、指導などを実施していきます。

3つ目の化学物質対策等の推進では、特定化学物質排出量、取扱量の情報公開やリスクコミュニケーションを推進し、化学物質の適正管理を徹底するとともに、石綿（アスベスト）の環境中への飛散防止を図っていきます。

4つ目の身近な生活環境の保全では、公害苦情に対する市町村職員の専門的な研修の実施のほか、工場・事業場における公害防止体制の整備、維持・向上を図り、公害発生防止に努めていきます。

5つ目の災害に強い地域づくりの推進では、災害時に発生する廃棄物の処理体制、化学物質取扱事業所における漏えい対策の強化と、災害時に活用可能な再生可能エネルギーの利用の推移などを進めていきます。

恐れ入れます、さらに1枚めくってください。

V、環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくりでございます。

将来像といたしましては、各主体が環境問題に対して正しい理解と知識を持ち、環境に配慮した行動を実践しています。

全ての産業で、環境に配慮した事業活動が行われるとともに、エネルギー産業や環境産業が発展し、雇用の確保のほか環境問題の解決に大きな役割を担っています。

こうした産業の発展は、環境に配慮した製品を積極的に使用し、環境に配慮した事業活動を支持する県民、市民団体、企業により支えられ、需要側と供給側の各主体が一体となって、環境と経済の好循環の創出に取り組んでいます。

地域の環境、景観を保全・創造に、地域が一体となって取り組むことで、地域の環境、景観が保全・創造されるとともに、地域の活性化につながっています。

県・市町村、市民団体、企業など、さまざまな団体で、環境学習に関する研修会や体験学習の機会が提供され、環境に対する意識が向上しています。

環境に関する研究が大きく進展し、その成果が県民、市民団体、企業、教育機関などに提供され、環境問題の解決に向けた取り組みが進んでいる。また、環境に関する技術に関し、海外との研究及び人的交流が積極的に展開されています。

次に、現状と課題でございます。

各主体が環境に配慮した行動を実践するには、各主体の行動が都市・生活型公害のような身近な問題に加え、地球規模の環境問題にも影響を与えることへの理解を深めることが必要です。

環境問題の解決と経済の安定的成長には、積極的な環境投資による環境ビジネスの推進を図り、環境と経済の好循環を形成していくことが重要です。

環境に配慮した地域づくりでは、環境影響評価制度の適正な運用や景観の保全などを地域と一体となって進めていく必要があります。

将来の文化の向上発展や環境・景観保全の基礎をなすものとして、県内にある多様な自然環境、風土に根差した人々の営み、歴史を経て形成された文化の保護に努める必要があります。

複雑・多様化した環境問題に、県民、事業者、市民団体、行政などが連携・協働して取り組んでいくためには、環境学習の充実を図るとともに、幅広い調査研究や技術開発など、環境科学の振興が不可欠となっております。

こうした現状と課題を踏まえ、将来像を実現するために、次の5つの施策展開の方向を掲げてございます。

1つ目の環境と経済発展の好循環の創出では、環境ビジネスの情報提供や人材交流を進めるとともに、産業廃棄物処理業の環境産業へのステージアップを推進していきます。

2つ目の環境と共生する地域づくりの推進では、歴史的・文化的環境及び景観の保全に努めるとともに、環境影響評価制度を適切に運用していきます。

3つ目の連携・協働による取組の拡大では、地域が主体となった環境保全活動を推進していきます。

4つ目の環境を守り育てる人材育成では、環境学習の機会を拡大するとともに、環境学習を担う人材の育成を進めます。

5つ目の環境科学・技術の振興と国際協力の推進では、環境科学国際センターによる環境科学の振興や研究、人的交流などの国際協力を推進します。

議題5の21世紀半ばを展望した長期的な目標及び環境の保全と創造に関する施策展開の案の説明につきましては以上でございます。

○畠山委員長 大変多くの資料につきまして御説明いただき、ありがとうございました。

ただいま21世紀半ばを展望した長期的な目標及び環境の保全と創造に関する施策展開の方向についての説明がありました。

これから御質問ございます方は、委員の方々、御質問、御意見等をお願いします。

○小野委員 この項目それぞれの施策展開の方向とかがありますけれども、1から順番に番号を振ってあって、例えば埼玉県内で100%政策を実行できるものと、例えばPM2.5みたいに関東圏だけでは済

まないもの、光化学スモッグなどの評価は埼玉県を出てしまい、関東圏内で評価した方が良いもの、もしくは一般廃棄物のように市町村の影響力が非常に大きいもの、こういうものを全部ずらずらと並べて一律に目標達成率を評価すると、かなりニュアンスが変わってきてしまうのではないのでしょうか。一律評価を反対するつもりじゃないんですけども、それぞれの項目に対して埼玉県が独自に、例えば90%以上、これはできますよ、これは関東圏でないとできませんよ、もしくはPM2.5なんかは中国から来てしまうと、日本国全体の問題になるような項目がありますよね。その辺の項目分けをしていただけると評価しやすくなるのでは。目標達成率をつくるときに、河川などでは国が管理する河川とか、県が管理する河川、市町村が管理する河川があって、埼玉県が県内の河川全部の管理を担っているわけではないので、その辺の寄与率というか、出しておいていただけると、それぞれ目標達成をどのようにやっていったら良いのかが分かりやすくなると思います。次回、それぞれの項目について、埼玉県の影響力がどのくらいなのか、何というんですか、ちょっと言葉が見つかりませんが、埼玉県の寄与率を示しておいていただけるとわかりやすいと思います。

○森田環境政策課副課長 御指摘の点につきましては、次回、どういう形で資料を具体的に出すかというのは検討中でございますが、そういったものも反映させていただいた資料とさせていただきたいと思っております。

○畠山委員長 ちょっとお待ちくださいね。資料が皆さんのお手元に届いてから、きょうまでに、時間が余りなかったものですから、じっくりと資料を御検討いただく時間も多分なかったのではないかと思いますので、きょう、机上にございましたこの小委員会次第の一番最後から2枚目のところに、御意見についてという紙が1枚入っております。ですから、一応12月18日までに、今ここで御質問、御意見をいただくのは、もちろん結構なんですけれども、そこで十分尽くせなかった部分につきましては、ファクスまたはEメール等で事務局のほうにお寄せいただきたいというふうに考えております。時間も余り残っていないものですから、この御意見、御質問等を中心に、質問を中心にここではやらせていただいて、御意見等はファクス、メールでお寄せいただく。もちろん非常に重要な項目については御意見もここで上げていただいて結構なんですけれども、そういうふうにさせていただきたいと思っております。

それでは、こちらからいきましょうか。

○小川委員 結局、今出ている議論ですけれども、最終的には埼玉県の中で、ある一定の目標を掲げて対策をとって、結果が出ましたよという形へつながる必要があると思います。そうであれば、要するに埼玉県の中で対策を打って、その効果があるよということを明確に押さえた上で作成する必要があると思います。

その意味では、PM2.5の件ですと中国とか、ヒートアイランドの件ですと東京とかといったように、埼玉県が原因で起こっているか、別の地域の空気がやってきて起こっているかわからないところがあります。埼玉県で幾ら対策を打っても、別のところからやってきて問題が起こっているのだとすると、それはなかなか埼玉県の対策で結果が出たという形にはつながりにくい部分があると思います。その辺の見きわめをしっかりとした上で、埼玉県の中でやって意味がある対策は何かということ特定して、その上で具体的な目標を掲げて対策を打つ計画を1つは考えたほうがいいんじゃないかとい

うことが1点目です。

2点目は、水素の利用拡大ということで、今、確かに水素がクローズアップされていますが、この水素をどうやって安く手に入れるかとか点も含めて考える必要があるということです。例えばコンビナートの近くなので比較的水素が出せるところがあつて、埼玉県でも安く手に入るよといった強みが言えるといいかもしれないのですが。埼玉県の強味を持って取り組める話なのかどうかという点をよく考えた上で、具体的にやるという計画の形をとった方がよいと思います。多分、水素のところはインフラを整備するところがすごく難しいと思いますので、単純に水素が今、注目されているから埼玉県でやりましょうといつても、その効果がすぐに出てくるという形にはなかなかかなりにくいと思います。その辺をよく考えられたほうがよいというのが2点目です。

3点目は、再生可能エネルギーの部分です。これまで太陽光が大いに期待が持たれて動いてきた部分があつたと思いますが、固定価格の買取制度で太陽光を余りに過剰に取り扱い過ぎたのではないかと、相当大きな見直しが加わってきています。ただし、見直しが加わって、注目されているのはなかなか難しい再生可能エネルギーのように思いますが、埼玉県の場合は、西側の山に近い方でバイオマス・エネルギーをどうやって有効に使ったらいいだろうかとか、今も川の話が出ていましたが、埼玉県で河川がかなり大きなウェートを占めているのであれば、水力を有効に使える可能性はないとか、いろいろ考えることができると思います。再生エネルギーに関しても埼玉県で強味を持ってプレーできるものを判断して目標を立て、具体的に取組んでいく必要があると思います。これからこの部会で大分いろいろ議論して進めていくのでしょうから、そこでゆっくり議論していけばいいと思いますが、申し上げた3点も少し考えていただければと思います。

○畠山委員長 宮崎委員、どうぞ。

○宮崎委員 新しい項目ではなく、継続性のある項目性について、ちょっと教えていただきたいんですけども、今までの目標で、それが達成できたから新しい目標として何を掲げるとか、これまでの評価みたいなことが必要になってきて、それに応じて新しい施策の指標が出てきたり、また数値が上がったりということが行われるのかなと思うんですけども、1次から3次までというのは大体終わっていると思うんですけども、それについて、そういった総括したようなものがあるのかということと、4次計画に関しては33年度までということなので、きょう、御報告いただきました、その後の変化についてというのが、今、御質問差し上げた、そういった資料になるのかという2点について教えていただけますでしょうか。

○畠山委員長 ただいまは御質問ですので、この場でお答えいただければと思いますが。

○森田環境政策課副課長 申しわけございません。1次から3次の総括的なものというのは、資料としては担当者として見たことはないのですが、一応探してみたいというか、多分ないのではないかと、思います。

2つ目につきましては、その4次の計画策定事項についての記述等々につきましても、ここでは今現在の4次計画にもあるんですけども、冒頭で整理をさせていただきます。そういった文言についても、今のところ、これは事務局の原案ですが、計画策定時まで、29年、まだ1年以上ございます。そういった状況も踏まえながら、その辺の記述は、まだちょっと変わる可能性もございます。今現時点の考え方

ということで御理解願いたいと思います。

○畠山委員長 確かに、今までは10年計画なのに5年で見直して、また5年目で新たに10年計画が立っているから、ここでこの計画は終わりましたという年はないわけですよね。多分、それだから、そういう総括がされていないんじゃないかと思うんだけど、ただ、今後はちゃんと5年ずつやるなら、きちんとそうした総括をしながら、次の計画を立てるといような、そういう方向に行ったほうがよろしいんじゃないかと思いますね。

関口委員、どうぞ。

○関口委員 よろしいですか、質問の紙で出してもいいですけども、ちょっとお聞きしたかったのは、今の総括の話にちょっとかかわるんですが、例えば第4次と第5次を比較してみると、例えば14番の環境に配慮した交通の実現、これはトーンが下がってしまって、恐らくこれは上のほうの、1、2、3のどこかその辺に総合推進か何かの中に組み込まれてしまったのかなという印象ですね。それから放射線に関するような部分というのが消えてしまって、これはいろんなところに分散したのかなと。つまり今、4次から5次に行く過程で、基本的には5年見直しなので大きくは変わっていないという前提の中で、トーンが下がって隠れてしまっている項目というのが幾つかあるんですね。それについて今の総括ではないですが、よくなったからトーンが落ちたのか、それとも県の方針として変わったのか、その辺は少しやっぱり明確にさせていただいた上で、次の計画を立てないといけないのかなという気がいたしました。

それともう一個質問は、先ほどの外からの影響という話の部分なんですけど、例えば圏央道のところで、非常に交通のこれから外部から流入してくるわけですよね。大気汚染、僕、専門分野ですが、大気汚染のところだけを見ると、相変わらずというか、いつも同じような形でディーゼルを抑制して対応するというのが書いてあるんですが、やはり結局はディーゼルの規制とかも首都圏でやられているものと、例えば外からどんどんトラックの流入が増えてきた場合とかで、かなり変わってくるのではないかなと思うんですね、汚染への影響が。それについて、例えば車種別というか、外から流入しているものを出しながら、県の対策として、これぐらいの効果があつたというようなものを示せるものなんでしょうか。それが例えば示せなくて、今後どんどん圏央道が発展して行って、例えばある地区がすごく汚染が進んできたとなったときに、県の対策とは逆転しているわけですが、その辺をどういうふうに捉えられているのかということ、ちょっとお聞きしたかったわけです。

○畠山委員長 その辺はいかがですか、御担当は。

○水井大気環境課長 座ったままで失礼いたします。

県はディーゼル車規制としては、県外車に対しても、埼玉県の中を通ってはいけないという運行規制をしています。東京、埼玉は、そういう規制をして、千葉と神奈川も同じようなことをやっていますが、東京と埼玉が一番厳しい運行規制をやっています。また、国は車種規制ということで、車検のときに、古い車はダメという地域を、埼玉県内の46市町にかけています。一方、県の運行規制は、全県にかけていますので、これらによりSPMの環境基準、窒素酸化物の環境基準がより早く、首都圏で達成されてきたと理解しています。

○関口委員 ということは、この先、圏央道が通って、非常に流入してきても、余り影響はない、な

くはないのではないのでしょうか……

○水井大気環境課長 圏央道のことは、小野委員からもありましたが、どうなるかという予測のデータというのは、おそらくないかなと思っています。ただ、圏央道ができることによって、全体としての環境の改善は図られるというふうに考えています。というのは、圏央道は高規格道路になり、地上より高いところに車が走ります。交通量がすごく誘発されるということになると別ですが、その辺の見極めが交通需要というところになってくるかと思うのですが、基本的に高規格道路になれば、高架下の人が住んでいるところに対する影響は、かなり改善されます。要するに渋滞となっている既存の道路を通るディーゼル車が高速道路を通ってくると、それによって一般の道路端はきれいになるという効果で出てくると期待しています。

○関口委員 昔は、依然、環境審議会でも議論になったんですけども、例えばPM2.5だ、光化学スモッグに関しては、よくわからない、いわゆるこの先、よくわからないことについて、例えば観測地点とか、測定地点をふやして、今後検討していくというような対策が盛り込まれるわけですね。例えばそういう意味で、圏央道とか今後、流入とかがわからないような項目に関しては、例えば監視体制をこういうふうに評価して、今後、チェックしていきますみたいな項目は、こういうところには入ってこないということになるわけですね。これは基本計画だから、それは目標値があるわけではないので、そういうことは組み込まれるということはないと思います。

○水井大気環境課長 PM2.5については、新しく設定された項目ですので、まずは測定体制を整備して、PM2.5を確かに把握していくということが一番ですが、県としてできるところはかなり盛り込んでいく形になると思います。

○関口委員 ぜひ項目としてはよくなると予測しているのが、実は本当によくなりましたということがわかってくるような、何かチェックポイントみたいなものが出てくるといいのかなという気がするんですけどもね。

○水井大気環境課長 PM2.5につきましては、委員長を初め専門ですので御承知のことと思います。まだ実態が未解明というところがあります。埼玉県の発生源からの原因物質の排出量を下げてくださいかというところは確かにあると思いますが、その中で今の法規制とか、自主的取組とか、いろいろな施策の中で、できるところはやはり書き込んでやっていきたいというふうに考えております。

○関口委員 ありがとうございます。

○畠山委員長 ありがとうございます。

先ほども申し上げましたように、ちょっとそろそろ終了の時間になりかけているのと、それから事前に資料が目を通せなかった部分もごめいませうと思いますので、この5番の部分は、県の御説明を今日は聞いて、それに対する御意見を、ファクスなりメールなりで寄せていただくと。今後その中身の細かいことについては、第2回、第3回のこの会議で、小委員会でもまた詰めていくことになるんじゃないかと思っておりますので、皆さん、きょう、特にこの点だけは聞いておきたいということをごめいませうか。

滝澤委員、どうぞ。

○滝澤委員 座長が時間進行管理されていますのにすみません、最終的な5-1の第5次(案)のところで、希望です。生活協同組合、県民一人一人からみて、本日御議論がありました評価と情報のわかりにくさ、せつかくある環境計画の評価、その結果の表され方がバツだと、何だかわからないけれど、政策がダメだとなるもったいなさを、環境審議会の中でも感じていました。今日の小委員会で、その部分の今後のあらわし方ということにたくさん御意見が出ていましたので、そこは一緒に考えさせていただきたいと思います。事前にいただいた中で、Ⅱ番の4番、5番の部分で章立てを分けて、きちんと考えていこうという部分や、Ⅳ番の15番に関しては、県民一人一人も関わっていける内容を補っていくかなという希望を持たせていただきました。特に15番に関しては、この間、災害が少ない埼玉県においても、実際、これまでに無いような水害の被害、今まで起こらなかったような雨被害のときのことなどで、実際には本当にどうしていいのかわからない状況等々もたくさんあったわけですので、その対策が環境計画の中に盛り込まれたときに、どういうふうな進め方で、どのようになっていくのかということに大変強い期待を持っています。申しわけございません、発言をさせていただきました。

以上です。

○畠山委員長 ほかに、ぜひ、今日のうちにという御意見や御質問、ございますでしょうか、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○畠山委員長 それでは、先ほども申しましたように、メール、ファクス等で、御意見を是非お寄せいただきたいと思います。

それでは、5番の項目に対する御意見、御質問以外に、まだ何か前の項目でも言い足りなかったというようなことがございましたら、いかがでしょうか、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○畠山委員長 それでは、予定しておりました議題は、これで終了とさせていただきます。

それでは、平成27年度の第1回環境審議会環境基本計画小委員会を閉じたいと思います。本日もどうぞ協力ありがとうございました。

○司会(山下) ありがとうございました。長時間にわたりましてありがとうございました。

今回、資料の送付がちょっと遅くなりまして本当に申しわけございませんでした。次回からは、きちんと議事のほうが進んでいきますよう、早く御用意させていただきたいと存じます。

なお、お手元のほうにも配らせていただいたんですけども、次回の小委員会の日程でございますけれども、配付させていただきました日程調整表にご記入の上、12月14日月曜日までにファクスまたはEメールでご回答いただきたいと存じます。

それから、先ほど委員長のほうからもお話がございましたとおり、(5)の長期目標に関するご意見でございますけれども、こちらも様式によりまして、ファクスまたはメールにて、12月18日金曜日までに事務局のほうにお寄せいただければと存じます。様式につきましては、別途日程調整表も含めまして、メールにてお送りをさせていただきます。

以上をもちまして、第1回環境基本計画小委員会を閉会させていただきます。

長時間にわたりましてありがとうございました。

午後4時07分閉会